

全労金2019春季生活闘争ニュース・第10号

北海道・静岡労組の要求概要と単組書記長の決意を紹介します！

◎北海道・静岡労組の要求概要

		北海道労組			静岡労組			
		正職員	パート(P3)	パート(P1P2)	正職員	準職員	LBパート	嘱託職員
基本賃金		高卒・短大卒初任賃金の引き上げと定昇間差の見直し	3,000円の引き上げ		1,000円の引き上げ	賃金制度協議	初号20円 2号以降10円の引き上げ	1,000円の引き上げ
一時金		4.7	2.0	1.2	4.8	2.0~4.0	1.1	現行水準 +0.1
昨年実績		4.7	2.0	1.2	4.8	1.8~3.8	1.1	現行水準+0.1
安定雇用	無期転換 登用制度	—	(実現)		—	(実現)		
			(実現)			(実現)		
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			協議で解決			
雇用環境	ジョブリターン	(実現)	(実現)		(実現)	勤続3年で準職員登用のため要求しない		—
	年休積立	(実現)			(実現)			(実現)
	私傷病休職	—	要求		—	(実現)	要求	(実現)
公正処遇	年休		(実現)			(実現)	要求	(実現)
	生休	—	(実現)		—	(実現)	要求	(実現)
	母性保護		(実現)			(実現)	(実現)	(実現)
関連会社		雇用環境の整備に向けた申入書を提出 (無期雇用転換権は実現)			関連会社なし			

《北海道労組・鶴見 雅司書記長の決意》

北海道労組の2019春季生活闘争方針は、2月7日から15日に実施した全道オルグでの意見交換を経て、第3回中央委員会（2/23）において、全組合員の総意で「北労金労組2019春季生活闘争方針」を確立しました。

方針確立以降、掲げた要求を勝ち取るまで、自



信と拘りを持って、各級交渉を重ねていきます。

我々北海道労働金庫労働組合は、組合員 586名の負託を受け闘争委員会に改組しました。労働組合が最も力を発揮しなければならないシーズンでもあるこの“春季生活闘争ゾーン”において、北海道労組の団結力の高さ、精神的な強さを前面に出し、交渉に臨んでいきたいと考えております。北海道労組や全労金に集う全国の仲間はもちろん

ん、すべての働く仲間と最後まで闘っていき、完全勝利に向け取り組んでいきます！
共に頑張りましょう！！

《静岡労組・齊藤 勇人書記長（単組闘争副委員長）の決意》

全労金2019春季生活闘争は、「統一要求課題」として、「基本賃金の改善」に取り組むこと、そして、「年間一時金」について「基礎+業績」の括りに囚われず年収水準の維持向上を基本とすることにおいて、運動の大きな転換点になるものと受け止めています。それは、労働者にとっての「賃金=労働の対価」の位置づけを再確認し、その改善に向けた歩みを改めて一歩ずつ確実に進めていく契機となるものです。



静岡において、「基本賃金の改善」は昨春闘に続く継続的な闘いの進め方となりますが、その他、「嘱託等組合員の諸休暇・休職制度の整備」の観点も含め、闘いの厳しさは当然に認識しながらも、その要求主旨と交渉は、単にその根拠を示すことが目的なのではなく、組合員の処遇改善の先に、労使双方が労働金庫運動の発展をはっきりと描くことができることが何より重要であると考えます。

単組の闘いに全力で取り組むことで、全労金統一闘争を力強く支えていきたいと思えます。私たちが納得できる回答が得られるよう、ともに頑張りましょう！

以 上